深刻な裁判官不足

日本弁護士連合会は、一九七二年以来裁判官の増員を訴え続け、二〇〇三年一〇月「裁判官、検察官の倍増を求める意見書」を採択し、関係諸機関に対して執行した。また、二〇〇一年六月の司法制度改革審議会の最終意見書においても、裁判所、検察庁の人的基盤について「飛躍的な増大を図っていくことが必要不可欠であって、そのためには、法的措置を含め大胆かつ積極的な措置をとるべきである」とされている。

一九六〇年当時の全国の地方裁判所における民事・行政事件の新受件数は三四万一五八八件（うち訴訟事件七万一二五三件）であり、二〇〇〇年は一一六万一四九八件（うち訴訟事件一八万四二四六件）であって、四〇年間に地方裁判所の民事・行政事件は総数で三・四倍、訴訟事件でも二・五倍に増えた。また、一九六〇年当時の全国の家庭裁判所における家事事件の新受件数は三三万六〇五七件（うち審判事件は二八万二七六四件）であり、二〇〇〇年は五六万〇九三五件（うち審判事件は四二万九一一五件）であって、四〇年間に調停などを含む家事事件の総数で一・七倍、審判事件でも一・五倍に増えた。その後もこの増加傾向は続き、二〇〇二年には家事事件は一・九倍、審判事件は一・七倍になっている。

刑事訴訟事件は、一九六〇年当時の新受件数が三五万七七三一件（うち訴訟事件七万三二一一件）であり、その後バブル期にいったん減少したものの再び増加し、二〇〇〇年には三一万六四六二（うち訴訟事件九万四一四一件）となり、刑事訴訟事件は一・三倍になった。なお、刑事事件が減少した際刑事担当裁判官も減員になったが、事件数が元に戻っても刑事裁判官の増員はされていない。

このように四〇年間に裁判所の事件数は大幅に増加し、弁護士数もこの間二・八倍になったものの、裁判官定員数は一九六〇年が一六七八人、二〇〇〇

年が二二一三人で一・三倍になっただけである。静岡地方裁判所においても前記四〇年間に事件数は三倍に増加したものの、裁判官数は二九人から四人増加して三三人になっただけである。

このような裁判官不足は、個々の裁判の審理不足、裁判官の負担過多、裁判官の常駐しない裁判所の増加等深刻な事態を生み出している。即ち、時間のかかる証人尋問、鑑定、検証等の証拠調は全国的に減少しており、大阪地裁や京都地裁では、検証と鑑定は一〇年間で三分の一に激減したといわれている。また、民事事件担当の裁判官は平均的に二〇〇件前後の事件を抱えており、なかには三〇〇件を超える例もある。しかし、裁判官は悲鳴をあげるわけにはいかない。何故ならば、事件処理能力を疑われかねないからである。このような状況の中で精神面､肉体面に深刻な問題を抱えている裁判官もいると聞く｡更に、裁判官の常駐しない地方裁判所支部及び家庭裁判所支部が全国で四六ヶ所、常駐していても一人だけという支部が六九ヶ所もあり、このような支部では事件処理の遅れが指摘され、更には、重大、複雑な事件の審理ができないため本庁に提訴せざるを得ない等地域住民に大きな不便を強いている。

最高裁は、二〇〇三年一月に、今後一〇年間で約五〇〇人の増員が必要であるとの意見を発表したが、これでは二二八八人の裁判官を倍増するためには五〇年間を要することになる。事件は益々複雑化、専門化し、増加傾向にある。市民が利用しやすく、頼り甲斐のある裁判所となるためには、今後一〇年間で裁判官の数を倍増し、それに伴って裁判所職員の数も増員する必要がある。

【平成１６年８月２６日　静岡新聞　朝刊　掲載】